

いなさ愛光園「指定居宅サービス」 利用約款

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

第1条 (約款の目的)

介護老人福祉施設いなさ愛光園（以下「当施設」という）は、要介護状態と認定された利用者及び要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、また介護予防を目的とした日常生活上の支援及び機能訓練その他必要な援助について、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者（以下「身元引受人」という）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

第2条 (適用期間)

本約款は、利用者がいなさ愛光園「指定居宅サービス」利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。ただし、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

- 2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款及び重要事項説明書の改訂が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

第3条 (約款の終了事由)

本約款は、以下の各号に基づく事項が発生した場合に本約款に基づくサービス利用を終了するものとします。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 利用者が要介護認定において非該当と認定された場合
- ③ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- ④ 第4条または第5条に基づき本約款が解約された場合

第4条 (利用者からの解約)

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、サービス利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づくサービス利用を解約することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第5条 (当施設からの解約)

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づくサービス利用を解約することができます。

- ① 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切なサービスの提供を超えると判断された場合
- ② 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を3ヵ月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず7日以内に支払われない場合
- ③ 利用者またはその家族等が、当施設、当施設の職員または他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為または反社会的行為を行った場合

第6条 (利用料金)

利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの

料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、毎月 10 日以後に、前月分の利用料等の請求書を利用者に送付します。請求書には、利用者が利用した各種サービスにつき、その利用回数等を明示します。利用者は当施設に対し、前項の請求に基づき、前月の利用料を預金通帳自動引落とし、振り込み、現金のうちいずれかの方法で、月末までに支払います。
- 3 当施設は、利用者または身元引受人から、第1項に定める利用料金の支払いを受けた時は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対して、領収証を送付します。
- 4 身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負います。

第7条（記録）

当施設は、利用者の短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。

- 2 利用者または身元引受人は当施設に対し、いつでも前項の記録書類の閲覧及び謄写を求めることができます。ただし謄写においては、当施設は謄写請求者に対して、実費相当額を請求します。

第8条（身体の行動制限・虐待の防止等）

当施設は、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため止むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。行動制限は、原則として事前にご家族の同意をいただきます。

第9条（秘密の保持）

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者または身元引受人もしくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、当施設は、利用者及び身元引受人から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。

- 一 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供
 - 二 介護保険サービスの質の向上のために学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合でも、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

第10条（緊急時の対応）

当施設は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに嘱託医、主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設が提供する短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスでの対応が困難な状態、または、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、身元引受人及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

第11条（要望または苦情等の申し出）

利用者及び身元引受人は、提供されたサービス等につき苦情がある場合、いつでも「重要事項説明書」記載の苦情申し立て窓口で苦情を申し立てることができます。その場合、当施設は速やかに事実関係を調査し、その結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者に報告します。

- 2 利用者及び身元引受人は介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会への苦情

申し立て機関に苦情を申し立てることができます。

- 3 当施設は、利用者または身元引受人から第1項または第2項の苦情の申し出がなされたことをもって、利用者にはいかなる差別的な取扱いもいたしません。

第12条（賠償責任）

短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供にともなって当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

第13条（利用約款に定めのない事項）

この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者または身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

法人名	社会福祉法人 聖隷福祉事業団
施設名	いなさ愛光園
住 所	静岡県浜松市浜名区引佐町東黒田 37-2

2025年 4月 1日 施行